

介護給付等適正化事業（介護給付適正化計画：第7期介護保険事業計画）

1 事業内容

事業名	内容・方針等
要介護認定の適正化	認定調査内容の全件書類審査、認定調査員研修、内部研修の実施による要介護認定の平準化に努める。
ケアプランの点検	(1) ヒアリングシートによる点検 専用システムにより各種条件に該当するケアプランを作成した居宅介護支援事業所にヒアリングシートを送付し、自主点検結果を報告してもらう (2) <u>ケアプラン点検（未実施）</u> 事業所から提出された居宅介護計画の記載内容の点検を行う。
住宅改修等の点検	(1) 住宅改修 改修工事施工前の全件事前審査及び写真による施工状況の確認。必要に応じて受給者宅を訪問し、実態確認を行う。 (2) 福祉用具購入・貸与 必要性や利用状況の点検を行う。
医療情報との突合・縦覧点検	千葉県国民健康保険団体連合会から提供されるデータを活用し、医療情報との突合を行う。
介護給付費通知	介護報酬の給付情報を受給者に通知することにより、不正請求の防止、適正なサービス利用の意識啓発を図る。

2 ケアプラン点検について

【課題について】

介護給付適正化の主要5事業の1つであるケアプラン点検について平成30年度から令和2年度の介護給付適正化計画において目標値を定めたが、介護支援専門員に適切な助言ができる人材の確保ができず、令和元年度まで実施ができていない状況となっている。

【実施方法等】

専門の外部講師の添削結果や電話によるアドバイスを参考に、対面によるケアプラン点検を実施する。ケアプランの見方や指導のポイントを学び、今後の実施方法を検討する。

- (1) 専用システムによる適正チェック、対象ケアプラン（5事業所×3プラン）の選定
- (2) 事業所とのスケジュール調整、事前準備（同意確認）等
- (3) ケアプラン、点検シートの提出依頼
- (4) 提出書類の事前確認（外部講師による）及び講師による添削結果アドバイス
- (5) 介護支援専門員と対面による点検の実施

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※介護保険事業(変種)計画の進捗管理の手引書(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険課(社団連))の自己評価シートをもとに作成

項目番号		第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート		令和元年度(年度未実績)		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	
(2)介護給付等費用の適正化	<p>○介護保険制度への信頼性や持続可能な制度構築の観点から、サービスの実質の確保と費用の効率化を図るため、適正化に努める必要がある。</p> <p>○「見える化」システムによる本市の認定者の状況では、県平均等と比べ要介護1の割合が低くなっているため、認定審査における認知症の判断基準等、審査を標準化する必要がある。</p> <p>○専門職の配置等、職員体制の確保ができず、これまでケアプラン点検を実施していない。研修等に参加し、職員の資質向上に努め、実施に向けた体制づくりを検討する必要がある。</p>	<p>第7期における具体的な取組</p> <p>①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知</p>	<p>①認定調査員の集合理(年2回)、認定調査員以外の職員による資料の全件点検実施 ②ケアプランの点検件数(4～5事業所・10件/年) ③住宅改修・福祉用具の全件書面審査 ④千葉県国民健康保険団体連合会から提供されるデータを活用し医療情報と介護報酬支払情報と突合を行う。又、縦覧点検では適正化システムを活用し行う。 ⑤受給者に対し、介護報酬の請求及び費用の給付情報を通知する。</p>	<p>①認定調査員集合理:11月実施、外部研修の伝達:3月(書面による伝達)実施。その他:毎月初旬に留意事項等の伝達。審査会資料の全件確認:3,224件 ②職員の資質向上(研修参加)に努めた。 ③住宅改修、福祉用具購入の全件書類点検:住宅改修155件、福祉用具297件 ④医療費突合:突合件数1,019件のうち、疑義件数38件を通知。過誤請求:2件。介護給付適正化システムによる縦覧点検:5・8・11・1月の年4回実施。発是件数:794件 過誤件数:4件 ⑤給付費通知:12月実施 発是件数 2,733件</p>	<p>○</p>	<p>課題と対応策</p> <p>職員の資質向上については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会が中止となり、会議資料のみの確認となった。</p> <p>ケアプラン点検については、職員体制が整わず実施することができなかつた。委託等による方法を含め検討する。</p> <p>住宅改修、福祉用具購入では、リハビリ専門職が関与できない体制ができていない。既存組織の活用等を検討する。また、書類審査により確認の必要性があると判断した場合は、適正な給付となつているか現地確認を行う。</p>